

## 川 端 一 弘 : 天然記念物吐山・向淵スズラン群落について

ゴールデンウィークが過ぎた初夏の頃、都祁村吐山や室生村向淵にあるスズラン群落は、釣鐘状の愛らしい花を咲かせる。このスズラン群落は昭和5年11月19日、国の天然記念物の指定を受けた。三好学は昭和5年5月26日、岡本勇治の案内で調査を行い「スズランは本邦中部以北の山野には普通なれども近畿地方には従来其産地あるを聞かず。然るに今回前記の地方に同植物の盛なる群落を発見せるは分布の南限地帯として学術上保存を要するものと思す。」と指定の理由を述べ、吐山の群落については「因ニ記ス スズラン群落は向淵の外に尚、同地に近き山辺郡都介野村大字吐山にも之あるを聞けり。」と追記報告をしている（『天然記念物調査報告』植物之部13, 1932）（現在ではスズランの分布は九州まで確認されている）。

私が吐山のスズラン群落を訪れた年は、例年に比べ開花が遅れ、蕾のつき方が悪い年だった。途中スズラン群落の場所がわからず、田植え前の田圃の手入れを行っていた農家の方に場所を尋ねた。「我が家の庭のスズランは咲いたが、指定地のものはまだ咲いていない。」と話され、詳しく場所を教えていただいた。さらに「以前には村のあちこちに生えていた。」と話された。「その

ようですね。」と答えると、地縁や血縁もないと話した私に訝しそうな顔をされた。知っていたのは都祁村のスズランに関する資料を見ていたにすぎない。スズランの生育地は、現在では吐山の柵に囲まれたわずかな区画でしかない。

その資料は、相沢貞子・久保敬子「都介野村に於ける鈴蘭」『郷土研究第二 博物教材郷土資料』(1930? 奥付には発行年月日の記載がない。スズランの天然記念物指定日が記載されているので、昭和5年11月19日以降である。)、岡本が昭和7年3月4日史蹟名勝天然記念物調査会総会で報告した『天然記念物吐山スズラン群生地』である(報告年は必ずしも著作年と一致しない)。

相沢、久保両人は昭和4年から5年にかけて村内のスズラン群落を調査し、各スズラン生育地の環境、植生、群落の規模を詳細に記している。都介野村の鈴蘭分布地略図も添えられている。

一例を記すと

一、 大字相河字コダニ

地形 谷ハ南北十間 東西五十二間 東南北ノ三方閉塞 西方ニ展開

土質 英雲安山岩風化腐植土ノ黒色ヲ帯タル適潤地

发育状態 北面セル斜地ニ坪当リ二八八乃至三〇〇株群生シ发育良好

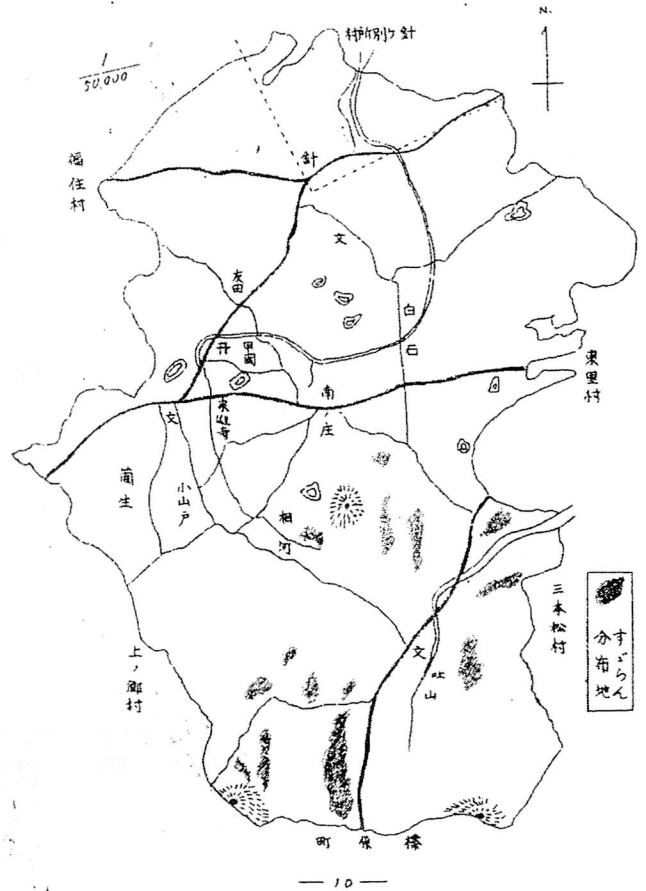
混生植物トノ関係 クヌギ六年生五尺乃至八尺ノ植樹間隔ニ植林セラレ南崖ニハ杉点々植林セラレ尚ケネザサ、ヒトリシズカ、ワレモコ、ヤブカンゾ、ススキ、ヤワラシダ、サワヒヨドリ、ヤマザクラ、キレゲツツチ、サワフタゲ、コマユミ、コックバネウツギ、コナラ等ト混生ス

(原文のまま、植物名のあとに筆者が句読点挿入)

であり、昭和4年に調査した群落は、相河1か所、吐山14か所、小山戸3か所、昭和5年のものは吐山7か所、白石2か所、南之庄1か所にのほり、さらに「其他ニ大字吐山字オホタニ及大坪谷、大字小山戸立馬場及コンジツ、大字白石鬼ガフトコロ等此処彼処ニ群生分布アルモ其ノ記載ヲ省略ス。昭和五年五月三十日誌ス」とある。

かつて都介野村(現都祁村)では、あちこちにスズランが群生していたことが分かる。その生育地はクヌギの二次林が大部分であることも結果よりわかる。

都介野村の鈴蘭分布地略図



岡本勇治『天然記念物吐山スズラン群生地』は

都介野村に於けるスズラン分布は略ぼ相河以東以南の石英安山岩の腐植せる有機物を多く含有する土壤に普通にして概ね北面せるクヌギの五尺乃至八尺の植樹間隔を有する斜地及び山間の平原にてその発生顕著で、なほその林地にはサハフタギ、レンゲツツジ、コナラ、クリ等が混生してその下木として現はれ、スズランは多くそれ等の樹下にゼンマイ、ワラビ、オホウシノケグサ、ヤマスズメノヒエ、ワレモカウ、ススキ、ケネザサ、ミヤコザサ等と雑居して天生している。勿論スズランは早春此等の雑草よりは一步先に発芽するのでスズランの旺盛なる時は此等の草々は何れも圧倒されて纔かに自己の生命を維持するにすぎない状態である。また吐山に於けるスズランの天生地も矢張り貝ヶ平火山と香酔山火山の間に狭まるる溪間に多く此土質も勿論石英安山岩の風化物を要素とする黒褐色の腐植土で稀に香酔山麓の様に花崗質片磨岩の風化土に発生してをる場合もある。併しその天生せる垂直位置は依然として海拔五百米突乃至七百米突位の北面斜地で其最も顕著なる吐山附近の群落で一坪一千株余であるが普通は平均一坪約二百乃至三百株位の程度である。

(原文には4か所カタカナ表記があるが、筆者がひらがな表記に改めた。一例、多く→多く)

注意深い読者はすでに気づかれたと思うが、相沢、久保両氏の調査年の最初は昭和4年である。岡本が三好を案内して向淵を訪れたのは昭和5年5月26日である。スズランの花が開花している時期を選んで案内したものと想像される。向淵とともに都介野村地域も岡本のスズラン調査時期については不明であるが、三好が天然記念物指定に同意していることから、岡本から何らかの報告を受けていたことが推察される。スズランが天然記念物指定に値するとした岡本の働きは大きい。

紙面の都合で引用を省略したが、相沢、久保両人の文中「鈴蘭に就いて」のくだりは岡本の報告文と共通する部分が多い。両人の調査年月からは岡本が両人のものを参照したことになるが、文中のスズランの株数から判断すると、岡本のもものが少なく(両氏は「最モ其ノ群落ノ稠密ナルハ七百乃至二千五百ナルモ平均密度ハ一坪二百乃至三百ナリト云フベシ」としている)岡本が先であるようである。『郷土研究第二 博物教材郷土資料』は、奈良県立図書館は発行を1930?としているが、私は1931年(昭和6年)のことだろうと推論する。

そこで、岡本の調査日を調べるため、スズラン群落が天然記念物に指定される経緯を知るべく奈良県公文書社寺兵事課文書を調べてみた。だが奈良県公文書には申請書(調査報告書は当然添付されているものと思われる)や起案文書などの手がかりとなる書類は残されていなかった。ところが意外な書類に興味ある記載があった。二通の草刈、伐採許可願書である。短文であるので全文引用する。

「鈴蘭密生地外山草刈取方許可御願書」

一、 向淵鈴蘭群落地 昭和四年七月二十日付史蹟名勝天然記念物保存指定地

右之指定場所密生地外山草目下刈取ノ好期ニ付肥料用トシテ各所有雑草刈取致シ度候間、何卒御許可相成度連署ヲ以テ此段及御願候也

追而 指定相成候鈴蘭密生ノ場所ニハ各所有者本年度ニ於テ各種ノ肥料ヲ試験的施肥実行致度候ニ併セテ御承認相成候

昭和四年八月二十一日 奈良県宇陀郡三本松村向淵 所有者八名連署

奈良県知事笹井幸一郎殿

「鈴蘭群落地山林伐採許可御願書」

昭和四年七月廿四日付 史蹟名勝天然記念物保存指定地私儀所有山林左記之場所棚山面積ノ二分ノ一ヲ製炭用材トシテ伐採致シ度候間別紙図面ノ通りニ付何卒御許可相成度此條及御願候也

昭和五年二月二十六日 奈良県宇陀郡三本松村大字向淵 西山代吉

奈良県知事笹井幸一郎殿

この2通はつい近年まで普通に行なわれていた里山の利用法を示す明瞭かつ貴重な資料である。里山の利用法については、ごく身近な事柄であるため文字に残された資料は意外に少ない。史蹟名勝天然記念物保存法施行後は史蹟や名勝の指定地内で、こうした許可願書が散見されるが、このように典型的なものはまず見当たらない。

今注目したいのは「昭和四年七月付（日は異なる）史蹟名勝天然記念物保存指定地」という記載である。天然記念物において「保存指定地」という言葉はこれが初見であろう。国から指定を受ける前に奈良県の史蹟名勝天然記念物調査会より働きかけがあったようである。向淵ではスズランの天然記念物指定への活動は昭和4年には始まっていたのである。都介野村の調査も岡本の報告文から推定してすでに昭和4年には行なわれていたであろう。都介野村においても「保存指定地」なる指定がなされていた可能性もある。

岡本、相沢・久保の著作で知られるように、天然記念物指定当時は都介野村地区にはスズランが広範囲に生育していた。その昔日の姿が失われたのは残念である。

文中の資料の原文では「天然記念物」が「記念物」と「記念物」の二通りの表記で混在している。当時は、公式には「記念物」が使用されていたが、全て「記念物」に統一させていただいた。

(〒631-0045 奈良市千代ヶ丘 3-1-60)